

第16回郡山市子ども・子育て会議 会議録

【日時】

平成27年9月10日（木）午後2時00分～午後2時40分

【場所】

郡山市役所5階 5-1-1会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 報告
 前回開催された会議での質疑について
- 3 議事
 (1)平成27年度教育・保育施設の利用定員について
 (2)その他
- 4 その他
- 5 閉会

【出席委員】

14名（敬称略）

吾妻 利雄、猪越 京子、遠藤 重子、大川原 順一、大和田 新、太神 和廣、加藤 友和、
佐藤 広美、滝田 良子、平栗 裕治、保住 キミ、峯 淳子、安田 洋子、横山 智恵

【欠席委員】

6名（敬称略）

遠藤 智子、菊池 信太郎、源後 正能、相樂 正人、鈴木 宮子、大竹 亜紀

【事務局職員】

16名

こども部：佐々木 修平（部長）

こども未来課：三瓶 克宏（課長）、西名 華奈子（こども企画係長）、伊東 惣一（青少年育成
係長）、木村 祥一（こども企画係主査）

こども支援課：伊藤 克也（課長補佐）、櫻川 真奈美（こども家庭相談センター所長）

こども育成課：山口 和典（課長）、熊田 久美子（主幹兼課長補佐）渡辺 雅彦（課長補佐）、
佐久間 由三子（認定給付係長）

保健福祉総務課：国分 義之（課長）

地域保健課：二瓶 正仁（課長補佐）

生涯学習課：橋本 典子（課長補佐）

学校教育推進課：村上 文生（主幹兼指導主事）

総合教育支援センター：大和田 正恵（所長）

【配布資料】

「平成27年度教育・保育施設の利用定員について」

1 開会

(西名係長)

定刻となったので、ただいまより「第16回郡山市子ども・子育て会議」を開催する。

なお、本日、遠藤委員、菊池委員、源後委員、相樂委員、鈴木委員、大竹委員から事前に都合により欠席する旨の連絡があったことを報告する。

また、傍聴を希望する方が5名おり、郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領の規定では会長が許可することとなっているがいかがか？

(滝田会長)

本日の議題は、特に傍聴を許可しない案件ではないので、許可する。

<傍聴者5名が入室する。>

(西名係長)

本日は、出席委員が全委員の半数を超えているので、郡山市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告する。

2 報告

(西名係長)

はじめに、事務局から前回の会議であった質疑について報告がある。

【事務局から、前回の会議であった質疑について以下のとおり報告する。】

Q前計画「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」にある「小中学校連携教育推進事業」が平成24年度で事業廃止となっているがなぜか？

Aこの事業は、湖南中学校及び明健中学校とそこに進学予定の小中学校との教育課程の連携に特化した事業であり、平成24年度におおむね目的を達成したため、事業廃止とした。

なお、今後は、特定の事業とするのではなく、この事業をモデルケースとし、郡山市全体として小中連携を図っていく。

Q現計画「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン実施計画」全266事業のうち、新規の事業はいくつあるか？

A計画を確認したところ、15事業が新規であった。

主な事業としては「施設型・地域型保育給付事業」、「事業所内保育施設支援事業」、「保育士研修等事業」などである。

3 議事

(西名係長)

それでは、議事に入る前に、本日使用する資料の確認をお願いしたい。

本日使用する資料は「平成27年度教育・保育施設の利用定員について」である。

お手元がない方はいないか？

それでは「議事」に移りたいと思うが、以降の会議の進行については、郡山市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、滝田会長に議長をお願いする。

(滝田会長)

【滝田会長が以下のとおりあいさつをする。】

- ・子ども・子育て新制度施行から5ヶ月が経つので、この会議で制度の進行管理をしていきたい。
- ・「子本主義」の考えのもと、私たちが子どもたちに何をなすべきか、子どもを中心に据えた考え方を市民にどのように根付かせていくかをしっかりと委員の皆様とともに考えていきたい。

それでは、議長を務めさせていただく。

早速だが、「(1)平成27年度教育・保育施設の利用定員について」事務局から説明願う。

【事務局：渡辺補佐から、資料に沿って説明がある。】

(滝田会長)

ただいまの事務局からの説明について、意見や質問はあるか？

(横山委員)

資料3つ目の「今後の利用定員について」だが、区域が分かりづらいので、どこの地区に設置予定なのか教えていただきたい。

(事務局：渡辺補佐)

民間認可保育所のNo.1が富田地区、No.2が大槻地区である。

地域型保育事業のNo.1が駅東部地区、No.2が深沢地区、No.3が富田地区、No.4が八山田地区である。

(吾妻委員)

事業所内保育所(地域型保育事業No.1)の総計についてだが、60人が従業員分、事業所枠だが、20人が一般受け入れ分、地域枠ということか？

(事務局：渡辺補佐)

おっしゃるとおりである。

(吾妻委員)

もう少し詳しく教えていただきたい。

定員80人のうちの地域枠20人というのは、実際保育するときに事業所枠60人と分けて保育するのか合同で保育するのか、また、保育士はどうするのかなど、現状で分かっていることはあるのか？

事業所枠としての保育士数の基準などはあるのか？

(事務局：渡辺補佐)

保育の状況については、事業所枠、地域枠を同じ所で保育する。

また、保育士の数については、詳細な報告があがってきていないので、ここでお示しすることができないので御了承いただきたい。

なお、子ども子育て新制度における事業所枠、地域枠については、通常の認可保育所の基準に基づき保育士を配置するようになる。

(滝田会長)

今の話を整理すると、事業所枠と地域枠で、同じ敷地内で保育するのか、保育士は共有するのか、それともまったく別にするのかについての質問である。

今後、事業を進めていく中でどうなるのかということについては、現段階では説明しかねる部分があるということなので、明確になり次第、この会議で説明してほしい。

(事務局：山口課長)

今の吾妻委員からの質問だが、事業所内保育所というものは一般的には認可外の保育施設にあたるが、今回は新制度における地域型保育の中の事業所内保育なので、認可保育所と同じ基準となっている。

また、保育については、事業所枠、地域枠を分けるものではなく、年齢によって分けることとなる。

(平栗委員)

地域枠として2号が0人、事業所枠が15人となっている。

2号ということは3歳、4歳、5歳が該当すると思うが、ある程度集団を作らないと教育効果というものは上がらない。

数合わせも大事だが、子どもの教育をどう考えるか、15人で集団を形成できるかということ、事業所に任せるのではなく、郡山市からも指導していただき、質の高い施設にしてほしい。

また、地域枠と事業所枠で分かれていると、保護者間でトラブルが発生する可能性もあるので、その対策もしっかりとしてほしい。

(事務局：山口課長)

事業所枠については、各事業所の従業員の状況も現実問題としてある中での人数設定となっている。

もちろん、事業所枠と地域枠との分け隔てない保育をするよう事業所には話をしていきたい。

(滝田会長)

次の「(2) その他」に移りたいと思う。

委員の皆様から何かあるか？

(安田委員)

前の議題とも関連すると思うが、直近での待機児童数は分かるのか？

(事務局：渡辺補佐)

直近の待機児童の数は、本年8月1日現在で56人である。

年齢別の内訳は、0歳児19人、1歳児24人、2歳児6人、3歳児3人、4歳児4人、5歳児0人となっている。

(加藤委員)

待機児童数が気になる。

(太神委員)

参考の「認可外保育施設入所総児童数」についてだが、定員に対して入所児童数が少ない園が多いようだが、その理由が分かれば教えてほしい。

(事務局：渡辺補佐)

入所率が認可保育所だと100%を超えているケースがあるが、認可外保育施設となると、多少バラつきがあり、平均すると50%強から60%程である。

(太神委員)

そうすると、認可外は余裕があるが入所希望者が少ないということか？

(事務局：渡辺補佐)

結果から見ると、そう推測できる。

(遠藤委員)

私は認可外保育園を運営しているが、皆様は認可外保育園がどこにあるか知っているか？
また、どこが認可でどこが認可外か分かるか？

参考資料は4月1日の数だと思うが、認可外保育園というのは、認可保育所とは違い、市からの補助などはない。

私は、親が子どもを預けるときには、一人一人の子どもをどう見つめ、育ててくれるかが大事だと思う。

園にではなく、子ども一人一人に補助をしていただき、その上で親がどこの園に入れるかを決めることが一番良いと思う。

認可だから、認可外だからという差別ではなく、子どもを大事にしてくれる場所を選ぶべきだと考える。

(滝田会長)

皆様から忌憚のない御意見をいただき、また、所属団体の考えも頂戴したので、これで終了する。

4 その他

(西名係長)

それでは、次第の「4 その他」について、引き続き、子どもの権利条例分科会及び待機児童解消に関する分科会についての内容について、委員の皆様へ情報共有していただきたく、事務局から報告させていただきます。

【事務局：木村主査から、子どもの権利条例分科会について、以下のとおり報告する。】

- ・ 前回は出席委員が、分科会委員の半数を超えなかったため、会議は「不成立」となったので、正式な分科会としてではなく、「意見交換会」として開催した。
- ・ 主な意見としては、
「先進地である川崎市の条例には「子ども会議」なるものがあり、こういう場があると、子どもたちが自由に意見を言え、自分たちにどのような問題があるかを考えることができる。」
「大人が決めたことだと説得力がなく、単なる押し付けになることから、子どもたちを巻き込むことは非常に良いことである。」
「いじめにあっている子どもや、本当に困っている子どもは、表舞台に出てこられないこともあるので、そういった子どもたちにどう気づいていくかが課題である。」
「子どもには権利だけでなく、義務も伴うものだという事を教えていく必要がある。」
といったものがあった。

【事務局：渡辺補佐から、待機児童解消に関する分科会について、以下のとおり報告する。】

- ・ 分科会会長に吾妻委員を、職務代理者に安田委員を選任した。
- ・ 待機児童解消に向けた施設の整備状況について、幼稚園、認可保育所及び認可外保育施設の定員数の推移、待機児童数の推移、子ども子育て新制度への移行に関する相談状況を報告した。
- ・ 保育所等の質の向上へ向けた施策について、保育士数及び保育士・保育所支援センターの事業内容を説明した。

(西名係長)

それでは、委員の皆様から何かあるか？

では、事務局から、今後の会議開催について連絡する。

前回及び今回の会議は、全体会と分科会をなるべく同日に開催していたが、今後、各分科会で審議する機会を拡充するため、分科会みの開催も想定される。

その場合には、なるべく早い段階で委員の皆様へ御連絡させていただくので、委員の皆様には、よろしくお願ひしたい。

5 閉会

(西名係長)

以上を持って、第16回郡山市子ども・子育て会議を終了する。

以 上